

令和6年度 介護職員等処遇改善加算の『見える化要件』について

令和6年度の介護報酬改定により、介護職員等の処遇改善として、『介護職員等処遇改善加算』が創設されました。算定要件として、下記を満たす必要があります。

※介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を行い『見える化』を行っていること。

上記の『見える化』要件について、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容は次のとおりとなります。

加算の種別（令和6年4月～5月）
<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善加算 I ・介護職員等特定処遇改善加算 I ・介護職員等ベースアップ等支援加算

加算の種別（令和6年6月～令和7年3月）
<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等処遇改善加算 I

職場環境等要件	当施設の取組
<p>【入職促進に向けた取組】</p> <p>①事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</p> <p>②他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経験や資格に合わせたローテーション勤務形態の柔軟な対応を実施
<p>【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】</p> <p>①働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</p> <p>②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</p> <p>③エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則に研修の推進を定めている ・各種研修参加の促進、資格取得支援のための勤務形態の柔軟な対応を実施
<p>【両立支援・多様な働き方の推進】</p> <p>①職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフト調整 ・パートタイマー従業員就業規則による正

<p>の整備 ②業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</p>	<p>職員転換制度、メンタルヘルスこころの健康相談窓口設置</p>
<p>【腰痛を含む心身の健康管理】 ①介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ②事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全委員会等の開催、月に1回ヒヤリハット・インシデントの報告 ・緊急時対応基準の実施 ・腰痛予防の介護研修（オンライン視聴）発信又はリハビリ職員による予防体操 ・ウォークスルー機能を備えた入浴機器
<p>【生産性向上のための業務改善の取組】 ①タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りセンサーを導入し、夜勤従事者への業務負担の軽減を図る
<p>【やりがい・働きがいの醸成】 ①ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ②ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会より勤務環境やケア内容等の改善要望を取り纏め、委員長等運営会議出席者が改善要望を議題として上げ改善を図っている ・看護師との協働による取り組み発表会